

山口東京理科大学
調査特別委員会記録

令和2年3月5日

【開催日】 令和2年3月5日

【開催場所】 第2委員会室 → 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時40分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	長谷川知司		

【執行部出席者】

市長	藤田剛二	副市長	古川博三
総務部長	芳司修重	総務部次長兼人事課長	辻村征宏

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【付議事項】

1 職員の処分について

午後1時 開会

高松秀樹委員長 それでは、ただいまより山口東京理科大学調査特別委員会を始めます。まず最初に、長谷川議員より委員外議員の申出がありました。皆さんよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、長谷川議員、

委員外議員としての発言を求めますので、そのときはよろしくお願いたします。本日の付議事項は、職員の処分についてです。まず、この処分についての報告を執行部に求めます。

藤田市長 皆さんこんにちは。冒頭にお時間を頂戴いたしまして私から説明をさせていただきます。今から申し上げる説明につきましては、2月26日に議員連絡会、そして2月27日に今お手元に資料を配付させていただいておりますけども、記者会見をさせていただき、そのときの資料でございまして、その2回の説明と同様の説明になろうかと思っております。この度、山口東京理科大学薬学部開設に伴う施設整備に関連いたしまして、本市建設部勤務の職員2名により、関係する決裁用資料等について不適切な事務処理が行われていたとの事実が発覚いたしました。これは地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に当たるものであるため、内部で調査を進め、要綱に基づく懲戒審査会を経て、当該職員2名に対して、それぞれ停職3か月並びに停職2か月を併せまして、これらの管理監督者であった職員4名に対して、いずれも戒告の懲戒処分を2月25日付けで行いました。なお、いずれも同行為が刑法第156条虚偽公文書の作成並びに第258条公用文書等の毀棄に抵触する疑いがあるため、今回の内部処分と併せ、刑事告発をする方向で検討中であることを申し添えます。この度の行為は、公文書に対する公共の信用を著しく失するものとなったことで、市民の皆様、関係する多くの皆様に御迷惑をお掛けいたしましたことに対しまして、心から反省し謝罪をするものでございます。また、今回、このような不祥事を招いたことに対しまして、私、トップとしての責任を重く受け止めており、深く反省をいたしております。したがって、市長、副市長ともに3か月の間、給料の10%減額を自らに科したいと考えております。この度は本当に申し訳ございませんでした。

高松秀樹委員長 それでは、今の報告等に関して、委員の質疑を求めたいと思

います。

山田伸幸委員 今、職員の処分についてという文書も参考資料として配布され
たんですが、これは2月26日には配布されておりましたが、これは何
か理由があるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 特段理由はありません。

高松秀樹委員長 挙手をして、指名後、発言をお願いいたします。

山田伸幸委員 一般職員AとBがそれぞれ停職3か月及び2か月ということで
違うんですが、その理由は何でしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 Aのほうは正規職員、Bのほうは任期付きという
ことで、今年度末で任期が終わるというところでの差になっております。

山田伸幸委員 処分がされてから2か月で職員の身分を失うということによろ
しいんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 そのとおりです。

山田伸幸委員 いろいろな大型の公共工事が終わるにしても、この一般職員と
いうのはいずれも建築士であると伺っておりますが、こういう処分、あ
るいは停職後、そのままもう退職ということであれば業務に支障が出る
んじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

芳司総務部長 確かに言われるように戦力ダウンということには間違いござい
ませんが、こういった再犯防止も含めまして複数体制でしっかり担当業
務をこなしていくと、取り組んでいくということにしておりますので、
できるだけそういった支障のないように努めてまいりたいと思っております。

ます。

山田伸幸委員 今、支障のないようにと言われたんですが…（工事の騒音発生）
ちょっと待ちます。

高松秀樹委員長 今、工事の関係で騒音がひどい状況です。今、担当課に確認
して、もう一つの部屋のほうが騒音が少なければ移動するということにな
っておりますので、ちょっとしばらくこのまま山田委員の質問の途中
ですが、お待ちください。もう少し待ちましょうね。（工事による騒音
が続く）このままでは質疑、答弁に支障を来しますので暫時休憩します。

午後 1 時 9 分 休憩

（第 1 委員会室へ移動）

午後 1 時 1 9 分 再開

高松秀樹委員長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほどは
山田委員の質疑中でしたので、山田委員、継続をお願いします。

山田伸幸委員 処分理由が一般職員 A、B とも公文書の不適切な取扱いという
ことで、ただ、処分量定が 2 か月と 3 か月に分かれると。先ほどの説明
では、職員 B のほうが職員の身分を失うので 2 か月だという説明でした
が、この処分事由の中身は、廃棄したり、あるいは改ざんしたりという
ことなんですけれど、違いはあるんでしょうか、その辺の。処分される
理由の中身ですね。その辺をお答えいただければ。

芳司総務部長 基本的には兩名とも同様です。虚偽公文書を作成し、既にあっ
た公用文書を毀棄したということです。

山田伸幸委員 先日の本会議の代表質問のときでしたか、この関連の質問で、部長が、相談する人もなく一人で抱え込んでいたというふうな発言があったんですが、やはりそういう風潮といいますか、誰もそういうミスしたことに對して相談に乗るような体制はなかったのかどうなのか。その点はいかがだったのでしょうか。

芳司総務部長 昨日の一般質問のときの分かもしれません。なぜこういう行為に至ったのかという話の中で、本人が置かれていた環境であるとか心情的なものという御回答を申し上げたと思っておりますけれど、いろいろ聞き取りをする中で、いろんな理由はもちろんあったとは思っております。ただし、いずれにいたしましても組織として体を成している以上は、個人が独自に判断し、それをすると、間違っただけの行為をするということは決して許されるものではありませんので、そういう意味では安易な判断と言わざるを得ないということで今回の処分に至ったということです。

山田伸幸委員 報道によると、この停職の処分を受けた二人がそれぞれ連絡を取り合っていたとか相談をしていたとかではなくて、それぞれが判断をして、文書を遺棄したり改ざんをしたりしたと読み取れたんですけど、その辺の事実関係はいかがですか。

芳司総務部長 一つの業務に対して二人が関わったということではなくて、二人とも別々の業務に当たっていたということで、それぞれこういう行為をしたということです。両名が連携してとかということは一切ありません。

山田伸幸委員 それがなかなかよく分らないんですよ。普通こういうのは、一人でやったり、若しくは何人かで示し合わせたりというのがよくあるのではないかなと思うんですけど、これが全くそういう連携もなく、あるいはどちらかが先にやって行って、それを隠そうとしてそういうふうになったんじゃないかなと思っていたんですけど、そういうことではない

わけですか。

芳司総務部長 行った時期が近かったということですので、それは恐らく偶然であろうと思っております。

吉永美子委員 いわゆる本会議場でお話があったときに、議員の中から、要は記者発表した際に、今、出した以上のことは出ませんよねという確認をされたと思っています。そのときには性別は出ていませんでした。議会に対しては性別出ていなく、これは記者会見資料ということは完全にもう持って帰られたということでしょう、記者が。だからそういう形まで。何が言いたいかという、やはり建設部で女性って言ったらもう限られてきて、誰だって特定ができやすいついていうか、そういったところにまでなってしまうわけですが、その辺の配慮っていうのはどうだったんでしょうか。議会に対しての、いわゆる報告が違うことと配慮、その部分っていうのはいかがだったんでしょうか。

芳司総務部長 性別に関しましては、過去の例に従ったようです。先日、非公開の場でしたので、正式には先週27日に行いました記者会見がまず第一段。それに伴いまして、本日こういう委員会を開いていただいておりますので、この場を持って正式に議員の皆様にご報告させていただくということです。

吉永美子委員 すいません、意味がよく分らなかったんですけど、非公式だから性別は言わなかったということなんですか。そのときに言われた言い方としては、これ以上は出ませんよねっていうところを言われたと思っています。先ほど言いましたように、部によっては本当に女性って書いただけでも特定がかなりされてしまって、本当にそれは確かに地方公務員法第33条に違反したっていうことは、本人は重く当然受け止めないといけない。だけど、いわゆる贈収賄とか、そういったところのことは当然ないわけですよ。そんな中で、少し配慮してあげるっていうこ

とは、これはそこまで考えてはいけないのでしょうか。こちらが考え方としてはいけないんですか。

高松秀樹委員長 公表基準の考え方も含めて、お答えになられた方がいいと思いますけど。

辻村総務部次長兼人事課長 公表基準につきましては、個人が特定されないという範囲の中で、事案の概要とか処分の量定とか、所属、役職等は公表するということにしております。性別を出すことによって、特定されるかどうかということですが、公表につきましては、過去から山陽小野田市としてこういった状況のときには、ここまでの内容での公表ということで今回させていただいたということです。

高松秀樹委員長 それ、市が公表基準を持っているっていう話ですか。

辻村総務部次長兼人事課長 市の公表基準を設けております。

松尾数則委員 公文書の不適切な取扱いについて、内容がなかなか出てこない。これはやっぱり公表はできないのか。

芳司総務部長 冒頭、市長が申しましたように、今後、告発も視野に入れておりますので、そちらに支障があってはいけないということで、これ以上については控えさせていただきたいということです。

松尾数則委員 私たちは、不適切な処理をされた内容で審査を行った。何をのけて、何を捨てて、何を改正したのか。分からないまま審査をしたんです。ひょっとしたら間違えた結果を出しているかもしれない。それがあっても、そういうことがあるにしても、みんなに公表できないのですか。

芳司総務部長 いわゆるその決裁文書を後になって差し替えたということです

ので、本来の業務に対する影響はないということです。

高松秀樹委員長 松尾委員、分かりましたか。決裁文書を後になって差し替えたって言われたでしょう。もう少しそこを詳しく。なぜ差し替える必要があったのかとか、答えられる範囲でももちろん結構です。

芳司総務部長 非常に言いにくい部分ではありますが、両名とも、それぞれ担当していた業務がありまして、その行為に至った時期というのが、それぞれの業務の完了検査前ということです。その完了検査を受けるに当たって必要な書類の差し替えを行ったということです。既に新聞報道もされているんですけど、必要な事務手続をきちんとしていなければならなかったものを怠って、最後、完了検査を受けるに当たってその行為を行ったということです。

高松秀樹委員長 新聞には、倉庫工事の完了検査に必要な数値を改ざんした文書を作成してあるんですよ。この数値ってのは一体どういう数値になるんですか。

芳司総務部長 建設関係の資料ですので、膨大な資料であるとか数値であるとか数量、こういったものが出てこようかと思えます。それに広くまたがっているということで御理解いただければと思います。

山田伸幸委員 この事件は、当初、消防法違反の建物を建ててしまったということで最初私たちは報告を受けたんです。あれは年が明けてからだと思うんですよ、去年の。そもそも、消防の検査などが行われたのはたしか11月頃だと思うんですけど、その文書改ざんは消防の審査を受ける前だったのか、後だったのか。

芳司総務部長 この2名がこの行為に至った時期というのが、一人が平成30年の10月から11月頃、もう1名が同年7月から8月頃です。

山田伸幸委員 ということは、もうほぼ完成が見えていた頃に、その消防法違反を自覚して、その申請の書類を改ざんしたと判断してよろしいでしょうか。

芳司総務部長 消防法に適合しないということで、この施設については使えないということであったと思いますが、今回の行為は、それとは関係がないと捉えていただきたいと思います。

吉永美子委員 確認させていただきたいのが2点あります。1点目は、このCさん、Dさん、Eさん、Fさん、Fさんかとおられます。この方々に対しては、全く相談をしなかったということがはっきりしているっていうことでよろしいんですね。それとあわせて、ほかに、Gさん、いわゆるGさんというのはここに出てこない、いわゆるほかの職員の方にも、いわゆる全く相談をしていなかった、誰も知らなかったっていうことなのか。それともう1点は、こういうことに至った、このAさん、Bさんがこんなことをしてしまった遠因として、設計の関係っていうのは、これまでいろんなことで設計会社のことが出てきていますが、設計は関係ないのでしょうか。

芳司総務部長 監督責任を負っていた者を含めまして、誰にも相談をしていない、独自の判断でこの行為に至ったということが一つ。それと、設計ということには関係ないと私どもの聞き取りの中では理解しております。

高松秀樹委員長 今質問された、答弁が、誰にも相談していないって言われたじゃないですか。これ、相談できる環境になかったというふうに捉えていいんですか。本会議場でも何かそういう答弁があったような気がして。本人が自主的に相談しないのと相談できる環境にないというのは、ちょっと違うと思うんですけど、そこはどういうふうにヒアリングをされているのかなと思ひまして。

芳司総務部長 私どもで複数回にわたって聞き取り、ヒアリングをさせていただいたんですけど、その際、本人からの説明によれば、「なかなか相談しにくかった」ということは言っております。ただし、相談しにくい、しやすいということではなくて、これはやはりすべきだったと考えております。

吉永美子委員 しにくかったとは言っても、地方公務員法に違反というこの認識はお二人にはあったんでしょうか。

芳司総務部長 公務員ですので、その公文書の取扱いについてはしっかりそういう自覚を持っていなければならないんですけど、残念なことに希薄であったのではないかと思っております。

吉永美子委員 このAさんBさんには、地方公務員法にこのようにあるけど、その自覚はあったのかってことは聞いておられますかっていう意味です。

芳司総務部長 恐らくそこまでのものであるとは思っていなかったと思います。

山田伸幸委員 事が発覚した時期は、実際、いつ頃で誰がどのようにそれを見付けたのですか。

芳司総務部長 発覚したのは、今年の7月頃です。ちょうど、危険物倉庫に問題が生じまして、それに関連して一連の書類を確認、検証している中で、不適切な事務処理が行われていたことが発覚したということです。それと、その確認につきましては大学推進室の職員が行っておりましたので、そちらで発見したということです。

森山喜久委員 昨日の一般質問の中でもちょっと言わせてもらったんですけど、

もともとがこの大学の建設というのがタイトな工事日程であったと。そしてせい弱な職員体制であったということで、議会側も指摘して、その部分をできるだけ整えていく、全庁体制にしていくという話であったと思うんです。実際、大学推進室が大学側に行ったのが平成28年6月から7月頃だったかなって記憶があるんですけど、今回の処分されたA、Bの職員の方は、実際その所属のときは大学推進室であったんですか。それ以外のところであったんでしょうか。

芳司総務部長 その辺りについては、ちょっと答弁を控えさせていただきたいと思います。

森山喜久委員 要はここで何が言いたいかというところ、結局、大学推進室の体制のまま、きちんとそこに専属できるような体制であったのか。それともほかの部署にいて、それで大学推進室の仕事をまた与えられて、通常業務プラス大学推進室の業務をさせられた状況で、従事をする中で、結局、大学推進室の業務はばくだいな状況、そして先ほどもあったように結局、設計会社、もともとの設計関係の分で数字から全て最初から見直さなきゃいけないっていうところは共通認識だったと思うんですよね。そういう中で、専属でできたのか、それとも元の通常業務がある中でその大学の分が加わったのかっていうことでも、先ほどのせい弱な体制という部分が改善されてないと思うんですよね。そのところで、実際に体制はどうだったのかを再確認させてください。

古川副市長 大学推進室、先ほど森山委員から言われたように、やはりもう当初から体制が整っていなかったっていうのは、これはもう、理科大を公立化にするというときからの問題だろうと思っておりまして、工事が始まっても、やはりなかなか体制が整わなかった。そうしたずっとの流れできておったっていうことは考えられるだろうとは思っています。

藤岡修美副委員長 ちょっと先ほどびっくりしたんですけど、耐火構造を満た

してないということで、市に損失を与えたことでもう1棟、また危険物倉庫を建てなくてはならないということで、それが原因でなくて、公文書偽造はもちろん大変な行為だとは思いますが、それと関係なくて公文書偽造だけで停職処分というのは、その偽造の行為の基になるっていか、それはかなり重いものだったんですか。分かりますか、言わんとすることが。その建て替え以上に重いものなんですかね。

辻村総務部次長兼人事課長 建設とうんぬんでなくて公文書の管理という観点からすれば、国の懲戒処分の基準にもありますけれども、公文書、公用文書の毀棄とか、虚偽の公文書を作成するとかは、国の基準でいえば停職以上の処分に該当する行為だとは定められております。

高松秀樹委員長 これ、新聞を見ると数値を改ざんしたって書いてあるじゃないですか。この数値っていうのは、いわゆる数量、数量が変わると金額が変わりますよね。こういうところを改ざんしたって捉えていいんですか。お答えできるなら答えていただきたいと思います。

芳司総務部長 いろいろちょっと言い方が悪いですけど、つじつま合わせ的な部分もあろうというふうに思っております。数値、数量、金額、そういったものも広く修正していたということです。

高松秀樹委員長 ということは副委員長が今さっき言ったように、この危険物倉庫、そもそも耐火構造部分でトラブルありましたよね。それに関わる、いわゆる決裁文書じゃないんですか。

芳司総務部長 先ほど申しましたように、それとは関係ないと捉えていただいて結構だと思います。

高松秀樹委員長 その関係のないっていうのが、どういうことかっていうのは、ここじゃあ説明できないんですか。

芳司総務部長 一つの工事が始まりますと、一応現場でいろんな変更が生じるというのは議員の皆さんも御存じだと思うんですけど、その辺りで適切な変更の手続をしていけば問題なかったんですけど、その変更事務を怠ったということで、最終的に完了検査を受けるために、もう一気に差し替えてしまったということですので、工事自体に対しての影響というのは、必要なことはやっておりますので、そちらに対する影響はないということです。分かりますかね。

高松秀樹委員長 理科大の委員長をしているんですけど、全く今分かんないんですよ、意味が。説明できないところは説明できないでいいんですけども、もう少し委員の皆さんも、分からなかった方が多かったんじゃないかなと思うんですけど。どういうことなのかなと思ひまして。ちょっと待ってください。副委員長が分かりやすく聞いてくれるようです。

藤岡修美副委員長 当初設計図面とか仕様書とかがあって、工事を発注しますよね。現場で、その当初の図面とか仕様書に合わなくなって、そうなるのと、多分担当は変更の図面なり仕様書を作って、上まで決裁を持って、決裁が下りたら現場に行って、その変更の図面、それから仕様書に基づいてやるようにという指示をするんだと思うんですよ。多分、その時間がなくて、ただ口頭か何で、その決裁を取らずに業者に指示して、後でもうその施工が進んだ中で、もう現場は進んじゃっているんですけど、その変更後の仕様なり図面を、後で決裁っていうか、上司の了承を得たっていうか、上まで決裁もらったと。その流れの中で出てきたっていうふうに理解していいんですか。

芳司総務部長 今、副委員長言われた流れで、通常の工事はされているんですけど、当然必要な変更があれば、業者に対して指示を出さないといけないですよ。その指示っていうのは当然予算の変更であるとかそういうことも伴いますので、決裁を取った上で、その指示を業者に対して出

すんですけれど、それが多分何回かあると思うんですよ、普通の工事であればですね。それを、今、副委員長言われましたけど、まだ最後にまとめてでもやればよかったんですけど、それもせずにそのまま完了検査を受ける状況にあったということですので、当然その通常であれば、何回かそういう変更があったら、最後の詳細設計というんですかね、たしか、それをもって現場の完了検査をしますよね。ずっと変更をちゃんとしていれば、その最後の詳細設計を見て、現地を見て確認をされると思うんですけど、その変更を一切しておりませんでしたので、当然書類上に書いてあるものと現場っていうのは違いが出てくると。それでは当然、完了検査を受けられませんので、そこをちゃんとすればよかったんですけど、それを怠ったということです。一方的に自分が虚偽文書を作って差し替えて臨んだということです。

藤岡修美副委員長　だから、現場と設計図書なり仕様書が合うように、担当者は多分、その現場と同じ図面なり仕様書にしてから完成工事の完了検査、だから図面と現地が合うような形で検査を受けないといけないところが、それがなされてなくて検査を受けたと理解していいんですか。

高松秀樹委員長　それ、二つ案件があるって言われたでしょう。今どっちの話を。両方一緒なんですか。違うんでしょう。

芳司総務部長　やった内容は同じです。両名とも、それぞれの業務において、そういうことをやったということです。

小野泰議長　よく分かりづらいんで、大学推進室長なり、これよく分かる方に、来て説明していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員長　ちょっと待ってください。議長が言われるのは工事の詳細部分の説明に入るときに、芳司部長よりか担当された人のほうがいいんじゃないかという話ですが、その辺いかがですか。芳司部長で大丈夫だっ

ていうなら、このまま続けますが。

芳司総務部長 私もやはり十分な説明になってないのかなと思うんですけど、こういった工事をするときの一連の流れというのは、今、副委員長が言われたような流れですので、恐らくそれ以上の説明は専門を呼んでも同じことを言うだけになるのかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

高松秀樹委員長 皆さんどうですか。

笹木慶之委員 私から二つ聞きます。まず1点は、この職員のAさん、Bさんの経験年数は何年かっていうのを教えてもらえますか。

芳司総務部長 経験年数を言いますと年齢が分かりますので、どんどん個人が識別されやすくなってまいりますので、それはすいません、控えさせていただきますと思います。

笹木慶之委員 そうしますと言い換えます。かなり経験を得た職員であるという事は間違いないですか。

芳司総務部長 業務を担当しておりましたので、相応の経験はあると思っております。

笹木慶之委員 そうしますと、今、副委員長が言ったような行政の手続は十分熟知しておいた職員と、一応理解せざるを得ません。これ一般論ですから必ず職員は分かってるはずなんですよ。そうすると、そこで気になるのは、動機なんです。そういうことをせざるを得なかったのかという動機が働いたから起ったわけでしょ。本当に私も絶対に起こってはいけないという事案だと思ってます。思ってますが、その動機とやっぱり経験年数、知らなかったということでやったことと、やっぱり知っておき

ながらやったということは違うと思うんですね。あつてはいけないことだけれども、しかし、分析せざるを得ない。そうなってきたときに、やっぱりどうしても動機ということが気になるわけです。知っておきながらやらざるを得ないという動機がなぜ働いたのかということがね。それが解せないわけです。これは答えられなければいいですが、当然、なぜ私が聞くかという、懲罰委員会の中では必ずそれは議論された事項だと思いますので、それを踏まえて最終的な判断をされたと思いますので。しかし、とは言いながら起こったことは一緒なんだと。そういうことでの処分に至ったのかどうかですね。答えられなければ致し方ありませんが、そこが気になります。

芳司総務部長 この行為に至った理由というのは恐らく一つ、二つか。私どもの聞き取りの中では、いろんな理由っていうのもあったんですけど、一つですね、兩名に対して私どもが投げ掛けたのは、なぜこれをあなたがしなければならなかったのかと。一人で判断してやらなければならなかったのかという質問に対しては、恐らく行為の重大さというものの意識が希薄であったとっておりますし、恐らくばれないであろうという気持ちもあったのかなというふうに思っているんですけど、そういった意味では公文書に対する取扱いの重要性というのが非常に甘かったということがあろうとっております。この行為に至った理由というのは、先ほど来申しておりますけれど、とにかく完了検査を受けなければならぬ、完了検査を合格しないといけないということであったと思うんですけど、物によっては当然延期ということもあり得るわけです。その辺りが、なぜ、その時期に、そこまでしてやらなければならなかったのかというのは、私どもの聞き取りの中でも、いろいろこう弁明はするんですけど、なかなかこれだからというところには至っていないというのが正直なところですので、今後、そちらの捜査のほうでまた明らかになってくるのかなと思っております。

藤岡修美副委員長 ちょっと懸念するのが、工事が終わって完了検査を受ける

までに、多分、現場と同じ図面を作らないといけないし、仕様書とか、お金も合わせないといけないし、その辺の、もう工期は決まっています時間がなかったっていうのは原因ではないんですか。

芳司総務部長 それも理由の一つかもしれません。

高松秀樹委員長 先ほど議長が委員会の運営に対して意見を言われて、ちょっと流してしまいましたが、議長の意見は、より詳細を把握するために大学推進室の担当職員を呼んだらどうかという意見でしたが、委員の皆さんどうですか。必要ないというならばこのまま進めますし、必要だというのであれば暫時休憩をします。

藤岡修美副委員長 せっかく長谷川議員がおられるんで、建築工事をたくさん経験されていると思うんで。何かあれば。

高松秀樹委員長 すいません。今その案件じゃなくて、今私が言った案件に関して皆さんどういうふうに判断されるかと思います。大学推進室が必要ないのであれば、このまま休憩を挟んで続けたいと思いますが、どういたしますか。いいですか、このままで。

中村博行委員 先ほど芳司部長から、「担当職員が来てもこの流れの中で言える範囲のものが限られているので、私で十分対応できる」という発言があったので、それは素直に尊重すべきだと思います。

奥良秀委員 芳司部長のほうができると言われるのであればできるで、今のままでやって、もし詰まるようであれば、またそのときにやればいいのかと思います。

高松秀樹委員長 なら、そのような取り計らいにします。ここでちょっと暫時休憩をしましょう。皆さん、今のを聞かれて、再度説明していただく事

項をまとめとっていただきたいと思います。それでは、2時5分に再開したいと思います。よろしく申し上げます。暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

午後2時4分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開します。委員会は、懲戒処分に至った事案の概要について質疑の途中でした。この件について、引き続き質疑がある方はお願いいたします。

奥良秀委員 先ほど来から完了検査に伴う書類の、要は公文書偽造ということが説明の中にあるんですが、こちらの完了検査っていつ行われた完了検査になるのでしょうか。

芳司総務部長 先ほどこの行為をした時期を平成30年の7月から8月、もう一人が10月から11月と申し上げました。その後の完了検査ですので、大体11月頃と御理解いただきたいと思います。

山田伸幸委員 では、消防から「これは駄目だよ」と言われたのも、その頃に重なるんですか。

芳司総務部長 私、消防のほうは担当しておりませんのでいつ言われたかというのは承知しておりませんが、完成した後になってたしか「これは駄目ですよ」ということであったと思います。ですから、それとは違っていると認識しております。

山田伸幸委員 それでは市長にお聞きしますが、市長がこの件をお聞きになったのはいつ頃なのでしょうか。

藤田市長 先ほど説明がありまして、内部でいろいろ調査をして、これが内部によって発覚したというのが昨年の7月頃です。そのタイミングであろうと思います。

高松秀樹委員長 委員の皆さんも時系列を整理されているみたいですね。

中村博行委員 この案件について、刑事告発の方向で進められているということですが、どうしても刑事告発をされるという点について、ちょっと違った見方をするかもしれませんが、この職員と業者と何らかの関係があることが想定できるというようなことではないということでしょうか。

芳司総務部長 そういったことではないと認識しております。今回の告発につきましては、冒頭に市長が申しましたように今回の行為が刑法第156条、それから第258条に抵触する可能性があるということで、そのことが、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないという刑事訴訟法第239条第2項の決まりがありますので、それに基づいて告発をするということです。

高松秀樹委員長 どこに告発をされるんですか。

芳司総務部長 恐らく県警になると思っております。

奥良秀委員 虚偽事項を発見したのが、大学推進室ということなんですが、毎回こういうふうに各担当課がその書類を全てチェックしてるんでしょうか。それとも外的な要因があって調べることになって表に出てきたんでしょうか。

芳司総務部長 今回の発覚につきましては、先ほど申しましたように危険物倉庫の件がありまして、その原因を求めるということで過去の書類を検証

する中で見付けたということです。こういった行為がほかにもどうなのかということであろうと思うんですけど、そういった事実はないと認識しておりますが、一応、担当のほうで今、そういった確認をしてもらっているということです。

森山喜久委員 先ほど、設計図書の関係含めて、順次、決裁を取っていかなくやいけなかったと。それでも最後にまとめて決裁をせずに至ったから、今回処分になったんだというふうな話があったんですけど、結局実際これ決裁せずにだったんですかね、できなかつたんですかね。というのは先ほども言いましたように、結局、大学推進室のところなのか、それともほかの部署なのかというところで、すごい状態が変わると思うんですよ。大学推進室としてその専門の業務をやっていて、決裁を取ってちゃんと手続を踏んでいくっていうものと、例えば執行委任とかでほかの課に行って、大学推進室も含めて合議をしていく状況であれば、その中で決裁したくともできなかつた状況ということはなかつたんでしょうか。

芳司総務部長 基本的には建設部に執行委任していると認識しております。決裁をなぜ取らなかつたのかということについては、ちょっと私どもで理解しかねるということです。

山田伸幸委員 決裁を取らなかつた。それは決裁するための文書が改ざんされたのではないということなんですか。今の説明からすると、決裁文書ではないものが改ざんされたんですか。それとも決裁文書が改ざんされたのか。

芳司総務部長 決裁されたものが公文書になりますので、決裁された文書ということですよ。

山田伸幸委員 ということは、恐らくそれはパソコン上でそういう作業が行われたと思うんですけど、出されたものだけが改ざんされていたのか、

それともパソコンのデータごと改ざんされたのか。

芳司総務部長 恐らくパソコン上のデータについても同様だと思っておりますけれども、今回私どもの調査の中では、決裁文書が変わっていたということでこういう処分に至ったということです。

高松秀樹委員長 何かマスコミで、起工という文字が出たやないですか。起工ってきつといわゆる積算を、お金の話なのかなと思ったんですけど。その辺何か説明できるところがありますか。

芳司総務部長 先日の記者会見をいたしました後に、マスコミのほうからもいろんな御質問を頂きました。こういった工事の一連の流れについての理解が余りされてない記者もおられましたので、その中で一連の流れを説明したということです。当然、その工事をするに当たっては、一番最初に起工という作業を行います。それから工事が始まっていくわけですけど、当然現場に応じて必要な設計変更を行いながら、決裁を伴うものですけど、設計変更しながら最終的な完成に行くという流れです。その説明はしましたので、恐らくそういった部分で起工という言葉が出たのではないかなと思います。

高松秀樹委員長 だから起工して設計変更があったら、それをしながら、最後完成に向かうんじゃないですか。どこの部分の文書どこの部分の数値を改ざんをしたということなんですか。

芳司総務部長 かなり複数にまたがっておりますのであれなんですけど、起工した段階の設計書も含まれていると認識しております。

高松秀樹委員長 なぜ改ざんする必要があったんですか。

芳司総務部長 必要な事務処理を怠って最後まで至ってしまったということだ

からだと思っております。

高松秀樹委員長　ということは、必要な事務処理をせんにゃいけんところをしなくて一番最後まで行ってしまったと。それでもう数字が合わないから、その最後の数字を改ざんをしたって、簡単に言えばこういう捉え方になるんですか。

芳司総務部長　おっしゃるとおりです。

山田伸幸委員　今の話からすると文書が起こされていきますよね。いろんな人が決裁していきますよね。その決裁する文書そのものがなくて起工されたということではよろしいんですか。要するに、起工する際に、その文書を後でつじつま合わせをしたと先ほど言われたと思うんですけど、ということは、そのときに必要な文書はその時点でなかったと判断してよろしいんですか。

芳司総務部長　起工というのは一番最初の手続になりますので、決裁の鑑と併せて、必要な設計書であるとか全てが一件つづられたものが、起工の決裁文書になると思います。その中の一部をそういう差し替えが行われたということでございます。

山田伸幸委員　だから、その差し替えは後になってやったということですよ。いつ頃やられたんですか、それは。

芳司総務部長　先ほど申しましたように、1名は平成30年の10月から11月頃、もう一人が7月から8月頃ということです。

高松秀樹委員長　こういうのって決裁取られるじゃないですか。課長とか部長とか、これは実際決裁を取ってたんですか、この職員は。つまり、その上のほうの責任って、決裁を押ししたのであれば、一体どうなのかなと思

って。何も見ずに印を押されるのかなと思ってですね。

芳司総務部長 何も見ずに押印ということではないと思うんですけど、当然設計変更をする場合は、金額にもよりますが、上までの必要な決裁処理、決裁を取って次の手続に入ると。指示書を出すとかですね、そういう行為に至るわけですので、事務的な手続をしなかった、怠ったということですよ。

高松秀樹委員長 すいません。もう1点、私のほうから。今資料によると、市長、副市長は減給10分の1、3か月なんですけど、そのほか6名処分されていますよね、今回。この6名の給与等への影響がどういう形であるのか、説明いただけますか。

辻村総務部次長兼人事課長 当然、停職ということで停職期間中は当然給与等全ての支給はないということになります。そのほかのものについては、次回、昇給時期の昇給に影響が出ると。通常の普通に上がるべきところが、例えば、正規職員は1回の昇給で4号という単位で上がりますが、それが3号になったり2号になったりとか、そういうところでの昇給に影響が出てくるということです。

高松秀樹委員長 一般職員Bは、今給料は出ませんが、その後は、給与にどのような影響が出るんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 当然、停職が明けましたら給料は元に戻りますし、当然、今回で言えば停職3か月ということであれば、昇給はないということになります。

高松秀樹委員長 昇給なし。

吉永美子委員 すいません。ちょっとレベルの低い話かもしれませんが、分

からないのでお聞きしたいのですが、先ほどの話で、必要な事務処理を最初のときに怠ったということですよ。起工した際に。（「は、ちゃんとしている」「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 もう一度説明してもらいましょうか。すいません。丁寧にもう一度説明をお願いします。

芳司総務部長 工事を行う場合は、一番最初に何とかという工事を始めますというふうな決裁を取ります。それには当然設計書といった一連の書類を付けてスタートするわけです。それを請け負った業者が、設計に基づいて工事を行うわけですが、当然、その現場ではいろんな変更がありますので、そういう変更があったときは、変更の決裁を取って、その上でその業者に対して指示を出すという流れをしながら、最終的な完成に持っていくということです。最初からやったのではなくて、その途中で変更があったにもかかわらず、その事務処理をしなかった、決裁を取らなかったということで、最後になって、現場と図面が当然合いませんので、それをごまかすと言いますか、するために、ちゃんとそういうことをやったような文書と差し替えたということです。

吉永美子委員 1点、要は、変更になった際に、ほかのいわゆる職員っていうのは全く気が付かないでそのまま行ってしまうというのがもう通常であるのかということと、なぜ、怠っちゃったのか。ここのところっていうのは、その理由というのはあるんですか。面倒くさかったとか、何かがあるんですか。

芳司総務部長 まず執行体制につきましては、基本的にそれぞれ担当を決めてやっているようですので、恐らく一人でずっと担当していたのではないかなと思っております。ただ、今後こういうことのないように複数の職員によるデータ管理であるとか、そういう体制は構築しているところです。それと、なぜそういうことをやったかということについては、先ほ

ど申しましたけれど、本来してはいけない行為ですので、ちょっとその辺については私どもでは理解しかねるということです。

吉永美子委員 一人で担当してたっていうことがいわゆるこういうことになる要因になっちゃったっていうことはあるんですね。だから、山陽小野田市が誕生してから、どこの部署でもそれですとやってきたんですか。

芳司総務部長 全てにおいて私どもは把握しておりません。申し訳ありません。

奥良秀委員 芳司部長から職務を一人でっていう言葉があったんですが、これは平成30年2月28日の松永前大学推進室長の答弁なんですが、「私は大学推進室の責任者として現場に行っております。私はやはり少ない人員であり、経験の多寡があれ、業務に対していかに正確にまた効率的にできるかということを念頭において、職員と業務に当たってきております。ただ、それがいいか悪いかという客観評価は非常に難しいと思います。私個人の考え方からすれば、みんなは本当に一生懸命いろんなことを精力的に取り組んできてくれてますし、若い職員も私のような年配の職員も、みんな協力して夜遅くまで事業に一体となって当たっている。こういうのが今、私たちの室の実情でございます」ということがあって、最後には「ある意味、非常に誇りを持ってやっております」ということで、みんな協力してやってるということを前室長は言われております。ただ、今言われたこととかなり違いが出てきておりますので、その辺は、職員とのかなりのかい離があったと思われるんですが、いかがでしょうか。

芳司総務部長 松永前室長の言葉に間違いはないと捉えております。当然、全職員、関係している職員が一丸となってお互いに報告し合いながらやっていくという形であったと思いますし、いろんな業務をする中では、当然一人に全部任せきりということではなくして、主と副っていう形でそれぞれ担当を付けながらやっているものとも認識しております。仮に一

人でやっていたとしても、当然そのラインの上司というのがおりますので、管理・監督する上司がおりますので、その者と必要な報告、連絡、相談を行いながらやっていたものと認識しております。ただ、今回の行為につきましては、なぜそういった相談をしなかったのか、報告なりをしなかったのかということについては、ちょっと何とも言えないんですけど、やはりその最後にそういうことをしてしまったことなんですけれど、そういう公文書を偽造なり毀棄するということに対する事の重大さの意識が希薄であったとは思っております。

森山喜久委員 今の答弁も含めて、結局、平成29年度まで向こうに大学推進室があったときまでは、結局、その該当職員たちも現場におったと思うんですよね。その中で、きちんとした起案文書とか、設計変更とかいう形の分はしてきていると思うんです。土木であったら変更打合書、建築の関係でいえば変更指示書ですか、そういった決裁を取って、そういった変更をしてきちんと工事を終えてきたと。ですからA棟、B棟、C棟それぞれの工事も終わってきっていたと思うんですよね。結局、これの発端になったのが平成30年度に入って、こちらに引き上げてきてから起こった状況じゃないんでしょうか。その中で、大学推進室はそのままの人員体制であって、きちんと事務員も技術吏員もきちんと人員が配置されて専属でそういった対応ができていたならば、こういったことが起こっていないのではないかというところで、組織的な状況で問題があるんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

古川副市長 今、森山議員の御指摘は、執行委任がいけないというように受け止めましたが、今はどこの工事も、全て建築の執行委任です。ですから、保育園を造るとしたら子育て支援課に技術吏員を張り付けることはございません。埴生の複合施設を造る、学校を造るとして、教育委員会に建築士を張りつけるということはいたしません。当然執行委任を受ける、受けたら当然そこは受けたところが仕事を実施するというのが、当然の職員の責務ですので、その辺、執行委任であろうと大学推進室のときで

あろうと、職員のやるべきことは、私は一緒だと思います。しかしながら、大学推進室が向こうにあったのは、A棟、B棟とC棟、一番大きいのが動いているときで、向こうにいたのが一番動きやすいということの中でもあったかと思えます。しかしながら、今度こちらに帰ってきたのは、外構工事とか、こういうような本体がもう終了したのでこっちに帰って、また大学において、執務をする場所もだんだんなくなってきたことであろうかと思えます。こちらに帰ってきて執行委任を受けたからには、それは、大学推進室から受けたら市の仕事としてやるのは、公務員の責務でございますので、その辺はないと考えております。

山田伸幸委員　そういう形を取ってもせい弱な体制であったとこれまで言われてきたように思うんですけど、いかがですか。

古川副市長　基本的に、この大学の工事っていうのは、120億円という大きい工事であったとは考えております。そうした中で、大学だけでなく、今申しましたようないろんな工事もあったので、体制が最初から少し補足もしなくてはいけないとも思っておりましたから、そういうような形で述べたところです。

高松秀樹委員長　停職処分を受けた2名なんですけど、労働環境のお話を聞きたいんですが、例えば、時間外とか休日出勤がどのような状況であったのかというのは分かりますか。

芳司総務部長　極端に時間外、例えば今、月100時間を超えとか非常に問題のあることと捉えられておりますが、決してそういう状況ではなかったとは認識しております。

高松秀樹委員長　私から再度確認なんですけど、この文書偽造については、理科大で問題になりました例の危険物倉庫棟の耐火構造の不備、これは当時その錯誤によりそういう仕様をしたと。これとは一切関係ない案件であ

るということよろしいですか。

芳司総務部長 関係ないと認識しております。

藤岡修美副委員長 今のに関連して確認なんですけど、一応危険物倉庫に絡む工事であって、担当が二人っていうのは、これは分離発注かなんかで、建築工事と例えば設備工事とか、そういった分け方で担当が二人ということで理解していいですか。

芳司総務部長 余り詳しいことはちょっと申し上げられないんですけど、この建設に伴う業務を担当していたということで御理解いただきたいと思えます。

高松秀樹委員長 この処分により危険物倉庫、今新しく危険物倉庫も含めて温室等を造りますけど、これに対する影響はないということで間違いのないと思いますが、答えられますか。プラス、再発防止策を。

古川副市長 先日、委員会で御指摘があった用途地域等々に関わることには、影響はありません。

芳司総務部長 再発防止につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれど、単独のこういった意図的に不適切な取扱いができないように、複数の職員によるデータ管理体制に変更しております。それと今回公文書というものに対する意識の希薄さということもあったと考えておりますので、公文書の取扱いについての徹底、それと公務員としての自覚、公務員倫理について職員研修等を通じてしっかり確立をしていきたいと考えております。あわせて、やはり、昨日も森山議員の一般質問でありましたけれど、より働きやすい職場環境づくりということについては、やはり私ども改めて、今回の事件を踏まえて考える必要があると考えておりますので、管理監督者を中心にして、そういった環境の整備に今後しっ

かり努めてまいりたいと考えております。

森山喜久委員 執行委任に絡むわけじゃないんですけれど、今まできちんと工事発注とかその管理とか、どの工事でも結局、現場をそろえていけば必ず修正っていうのがあると思うんです。そういった形の分で、今まで手続がきちんとできていた職員が、この平成30年度のこの事業に関してできなかったっていうのは、しなかったっていうのでなくて、それを妨げる要因があったのかなって、ちょっと、邪推かもしれませんがするんですよね。先ほど動機はどうだったのかなというふうな話とか、なぜ怠ったのかっていう話になったときに、理解しかねるとか、ちょっと不明ですという答弁しかないんですけれど、やっぱりこのところが本当は一番重要じゃないかと思うんですよ。本人たちが今までできていた分ができなかったっていうふうな状況、それはしなかったのか、できなかったのかですごく大きく違うと思うんですね。その辺は本当まず、再調査という言い方はおかしいんでしょうけど、そういった形の分を、周辺、周りの職員含めて、全部確認ができたのかどうか。確認されてきた結果ということでよろしいんでしょうか。

芳司総務部長 今回の処分につきましては、あくまで行った行為、事実に対して行ったものです。その行為に至った理由、背景、こういったことについては、ある程度聞き取りはいたしましたけれど、普通であれば例えば何かあったからしてしまったんだと、こう、すっとんと落ちるようなものっていうのはよくある話ではあるんですけれど、本来すっとんと落ちてはいけない行為ですので、その辺りについては私どもはちょっと理解しかねるということは先ほどから申し上げているとおりで。

高松秀樹委員長 委員の皆さんよろしいですか。なければ委員外議員の長谷川議員に質疑を求めますが。

長谷川知司議員 先ほども言われましたけど、二人が変更事務を怠ったと言わ

れました。その二人は関連性はないけど二人が怠ったというのが、そういう環境だから怠らざるを得なかったと理解するんですが、ここはどう思われますか。

芳司総務部長 一概には言えないと思っております。

長谷川知司議員 理科大学はくい打ち工事以降、大変、上司の決裁が取りにくかったと。また取りにくくなっているというのは、私は内部にもおったのでいろいろ聞いてはおります。要するに、担当課から言えば、これは委託先の仕事じゃないか。委託先から言えば、これはもう委任したんだから委任先の仕事だということで、どちらも責任を取りたくないから、なかなか決裁が取りにくかったんじゃないかと。これは推測も入っておりますのでこれ以上は言いませんが、また変更工事を出すにしても、実際、理解できる職員がどこまでいたのか。だからもう変更は回しても決裁が下りないんじゃないかというような背景があったんじゃないかと思いますが、これについてどうですか。

芳司総務部長 そういった背景もあったかもしれませんが、一概にはそれがあるからということではないと認識しております。

長谷川知司議員 現場における者からいえば、先ほど藤岡副委員長も言われましたように、また芳司部長も言われましたように現場では変更っていうのは出てきます。その変更素早く対応しないと工事が止まるわけです。決裁が下りないから工事を待ってくれといたら、その工事については下請はもう逃げてしまうんです。そうしたときに現場としてはどうするか。もう工事を完成させんにゃいけんということがあればそっちを優先して、決裁は後でもという気持ちも、なきにしもあらずです。実際それはいけないことです。ですけど、先ほど言いましたように、上司の決裁が取りにくい状態であれば、そうせざるを得ないということもあったんじゃないかと思えます。これについては、答弁は結構です。ただ問題は、

その担当上司あるいは最終決裁者が、よく分からないということで印鑑を押すことに抵抗を示されたんではないかと。また、変更そのものも余りするなというような雰囲気もあったということもあったんじゃないかと思います。確かに建築っていうのは分かりにくい仕事ですから、なかなか理解はされませんが、下から持ってきた者に対して、先ほども言われましたように、見ずに印鑑は押せないと。だから理解するまではということですけど、理解するには相当掛かるし、説明しても分からんところもあります。なら現場が遅れる。工事が進まない。下請が逃げる。そういう悪循環の中で、こういう形を取ってやむを得ず変更事務を怠ったんじゃないなくて、変更事務を怠らざるを得なかったと思うんですが、これについてはどうでしょう。

芳司総務部長 先ほど申しましたように、そういったことがあったのかどうかということについてはちょっとつかみかねているということですが、ただ、仮にそういうことがあったとすれば、やはりそういった何でも相談しやすい環境づくりということについては、しっかり取り組んでいく必要があるとは考えております。

長谷川知司議員 確かに当時は、原課であり、委任を受けた課であったとしても、そういう風通しがよくなかったというのは確かにあったんじゃないかと思います。やはり専門家が少ないということと、前回くい打ち工事について、相当、議会のほうでも苦情を申したということもあり、適切な対応をしなければいけないということに上司のほうは焦っていたんじゃないかと思います。そこで、これは私の気持ちですが、二人の処分については、いま一度、全体的な把握をされた中で、もう1回検討していただくことを、私はここで希望として申します。

高松秀樹委員長 今、長谷川議員から委員外議員の発言があったんですが、なかなか非常に説得力のある、想像ですがという前置きがあったんですが、説得力のある話で、もしくは今そういうような状況、そういうっていう

のはいわゆる上司の決裁が取りにくいとか、変更することがスムーズにいくような環境じゃないと。だから、今回みたいなことをせざるを得ない状況というのは、これは行政執行において非常に重大な状況なのかなっていう気はしております。これが事実であればですね。しかし、これが事実であれば、やっぱりそういう環境風土を改善しない限り、今後も必ず起きてくるであろうと理解しておいて、長谷川議員は今そういう理解でおったと思いますけど、これは想像の域を脱しないので、よくその辺は今後も検討されながら、こういうことが再び起こらないように、犯したことは悪いこと、我々皆分かっているんです。でも、そうしなければいけない環境が本当にあったとしたら、やっぱりそれは行政の措置としてきちんとやるべきだとも思いますので、是非その改善は望みたいと思います。委員の皆さん、よろしいですか。ほか聞いとかないといけないことがあれば、ないですか。

長谷川知司議員 先ほど芳司部長も、今後複数職員でチェックするというようなことを言われましたが、現在少ない職員で可能なのか。またそれをすることでオーバーワークになるんじゃないかと。これは先月25日に言われたときに私もそれは聞きました。それは対応しますという言葉でしたけど、実際どのように動かれているのかは、まだ、結論は出てないかもしれませんが、やはり職員を守るという姿勢で、是非対応していただきたいというのが私の気持ちです。

吉永美子委員 メモしててどうしようかと思って言わなかったけど、やっぱり長谷川議員のお話を聞いて、私もやっぱりそうだったんだろうなというのをすごく強く思いをしまして、先ほど芳司部長が言われた、誰にも相談していない。そこに相談しにくかったんじゃないかということも絶対言われましたよね。ここは重く受け止めています。やっぱりそこは執行部としても、本当に今長谷川議員が言われたことを本当に重く受け止めてほしいって、とっっても思っています。よろしくお願いします。

高松秀樹委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ちょっと長時間になりましたけど、以上で山口東京理科大学調査特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分 散会

令和 2 年（2020 年）3 月 5 日

山口東京理科大学調査特別委員長 高 松 秀 樹